

特定書籍等の製作に係るデータ提供に関する実証調査

資料4

<目的>

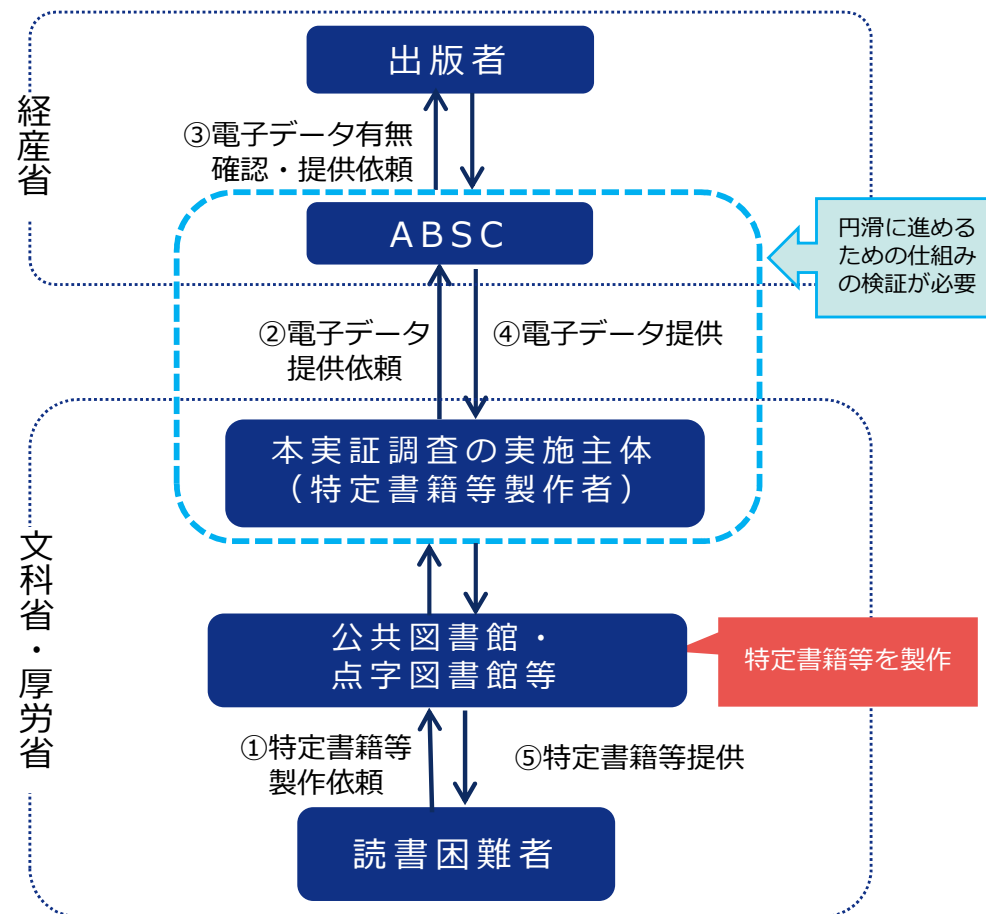
読書バリアフリー法において、特定書籍等の効率的な製作を促進するため、国において環境整備等を講ずることとされており、特定書籍等製作者から出版者に対して電子データの提供依頼を行っているところであるが、「提供までに時間を要する」「ファイル形式が統一されていない」など、電子データの提供において課題が生じているところである。

こういった状況を踏まえ、実証調査を実施することにより、製作上の課題や代表窓口の必要性・役割等を整理した上で、出版者から特定書籍等製作者への円滑な電子データの提供体制等も含めたマニュアルを作成し、全国で出版者から特定書籍等製作者への円滑な電子データの提供促進を図るものである。

電子データ提供スキーム

- ①（読書困難者から特定書籍等の製作依頼を受領）
- ② 読書困難者から依頼のあった書籍も含め、公共図書館・点字図書館等において特定書籍等を製作することとした書籍の電子データについて、実施主体（製作者）を経由してABSCに提供を依頼
※公共図書館については、特定書籍等製作者が実施主体（製作者）の役割を兼ねる方法で実証
- ③ ABSCは提供依頼のあった書籍の電子データの有無を当該書籍を出版する出版者に確認をするとともに、電子データ提供を依頼
- ④ 出版者からABSC・実施主体（製作者）を経由して、公共図書館・点字図書館等に電子データを提供
※提供できなければ、提供できないことを回答
- ⑤ 公共図書館・点字図書館等は特定書籍等を製作し、読書困難者に提供

<スキームのイメージ>



R7 年度特定書籍等の製作に係るデータ提供のあり方についての検討ワーキンググループ等 スケジュール（案）

（令和 7 年）

5 月 13 日

第 2 回（令和 7 年度第 1 回）WG

- ・R7 実証調査の実施内容の確認
データ提供依頼フォーマットについて
データ送信システムについて
覚書のひな形について 等

8 月 4 日

第 13 回読書バリアフリー関係者協議会

- ・R7 実証調査の実施概要の報告 ほか

9 月中旬頃

第 3 回（令和 7 年度第 2 回）WG

- ・R7 実証調査の中間報告

12 月上旬頃

第 4 回（令和 7 年度第 3 回）WG

- ・R7 実証調査の三省合同結果報告書の方向性の確認
- ・R8 実証調査に係る各省の予算状況の共有
- ・R8 実証調査に関する仕様書の確認

（令和 8 年）

3 月下旬

第 5 回（令和 7 年度第 4 回）WG

- ・R7 実証調査の三省合同結果報告書の確認

※本ワーキンググループの検討状況については、読書バリアフリー関係者協議会において随時報告